

「速習英単語バトル 10000」 ソフトウェア使用許諾契約書

これはソフトウェア使用許諾と限定保証に関する同意書です。ご使用に当たっては、ホスシーエムと下記の「ソフトウェア使用許諾契約書」による使用許諾契約を結んで頂きます。お客様が「速習英単語バトル 10000」を起動した場合は、ソフトウェア使用許諾契約に同意されたものとみなさせていただきます。契約書の内容を十分にご確認のうえ、本契約に同意頂ける場合にのみ使用して下さい。 ご使用条件をご承諾いただけない場合には、使用せずに、速やかに本製品及びその複製物をスマートフォン、タブレット等の端末および外部記憶メディアあるいはハードディスクより消去して下さい。

ソフトウェア使用許諾契約書

この契約書はホスシーエム（以下、甲といいます。）が提供するソフトウェアの使用について、使用頂くお客様（以下、乙といいます。）に対して、下記条項に基づき、非譲渡性、非独占の使用権を許諾する条件を定めたものです。

なお、「速習英単語バトル 10000」の動作環境（おもにスマートフォンおよびタブレット）の中には、甲以外のソフトウェアの権利者が定める使用許諾条件（GNU General Public license (GPL)、Lesser/Library General Public License (LGPL)などを含みます）を伴うソフトウェア（以下「対象外ソフトウェア」とします）が含まれています。対象外ソフトウェアのご使用は、各権利者の定める使用許諾条件に従っていただくものとします。

第1条（定義）

甲が本契約と共に提供するソフトウェア製品（以下、本ソフトウェア製品といいます。）とは、本媒体または提供されたファイル等に含まれるコンピュータ・プログラム、ドキュメント及びその他のファイル類を指し、甲が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の改良版を含みます。

「使用」とは本ソフトウェア製品をスマートフォンやタブレット等の端末にインストール、または端末で実行することを指します。

「構築」とは、本ソフトウェア製品をスマートフォンやタブレット等の端末に実行可能な形態でコピーしたり、インストールしたりすることを指します。

「携帯端末」とは、本ソフトウェア製品をインストールし実行可能なスマートフォンやタブレット等の端末のことを指します。

第2条（知的財産権および所有権）

甲は、オリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。

甲は、乙に対し本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

第3条（使用許諾条件）

乙は本ソフトウェア製品の全部又は一部を携帯端末に構築し、本ソフトウェア製品を使用することが出来ます。

乙は、本ソフトウェア製品を日本国内においてのみ使用できます。

第4条（禁止事項）

乙は第三者に対し、いかなる理由によろうとも甲の文書による事前の承諾なくして、本製品の全部又は一部の譲渡・販売・転貸しあるいはその二次的著作物を創作・譲渡・販売・転貸することはできないものとします。

乙は、自ら又は第三者を使って、本ソフトウェア製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことは出来ません。

乙は本ソフトウェア製品に表示されているか又はその動作時に表示される著作権表示、商標登録等を除去したり、視認困難にしたりすることは出来ません。

乙は、本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルを、甲の事前承認なく紙媒体、電子媒体の区別なくコピーすることはできません。

乙は、万一、本条項のいずれかの規定に違反して甲に損害を生ぜしめた場合には、乙は賠償の責に任ずるものとします。

第5条（保証範囲及び責任）

甲は、本ソフトウェア製品が乙の保有する動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではありません。

甲は、本ソフトウェア製品の仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェア製品の機能、性能及び品質が乙の特定目的に適合することを、明示たると黙示たるとを問わず何らの保証もなさないものとします。

甲は、甲の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めません。

甲は乙が本ソフトウェア製品を使用した結果被ったいかなる損害（収入または利益の逸失を含む）に関して、一切の責任を負わないものとします。

甲または甲の販売代理店若しくは小売店があらかじめ本ソフトウェア製品の使用における損害の可能性を勧告されていた場合でも前項は有効とします。

第6条（契約期間）

本契約は、乙が本ソフトウェア製品を使用および構築した日より発効するものとします。

乙は乙の入手した本ソフトウェア製品とその複製とを破棄することにより本契約をいつでも解約することが出来ます。

甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反していると甲が判断した場合、乙への事前の通知なしに本契約を解約することが出来ます。乙は甲より契約解約の通知を受けた場合、直ちに乙の購入した本製品とそのコピーとを自らの負担で破棄するものとし、破棄の事実を甲に文書で通知して下さい。

第7条（責任の範囲）

甲は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは許諾ソフトウェアが中断なく稼動すること又は許諾ソフトウェアの使用がお客様及び第三者に損害を与えないことを保証しません。但し、甲は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、許諾ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による許諾ソフトウェアの修補又は当該エラー、バグ等についての問い合わせ先の通知を行うことがあります。本項に定めるソフトウェア及びバージョンアップの提供方法又は問い合わせ先の通知方法は甲がその裁量により定めるものとします。また、甲は、許諾ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証いたしません。

許諾ソフトウェアの稼動が依存する可能性のある、許諾ソフトウェア以外の製品、ソフトウェア又はネットワークサービス（当該製品、ソフトウェア又はサービスは第三者が提供する場合に限られず、甲が提供する場合も含まれます）は、当該ソフトウェア又はネットワークサービスの提供者の判断で中止又は中断する場合があります。甲は、

許諾ソフトウェアの稼動が依存する可能性のあるこれらの製品、ソフトウェア又はネットワークサービスが中断なく正常に作動すること及び将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。

許諾ソフトウェアには甲の指定する第三者のサーバーに指定デバイスを接続した際に許諾ソフトウェアが自動的にアップデートされる機能を有するものがあります。お客様が、この自動アップデートの機能を用いない旨設定した場合、又は、アップデートをするか否かを問い合わせる設定にした場合で且つお客様がアップデートの実行を拒否した場合、当該許諾ソフトウェアの全部又は一部の機能が使用できない場合があります。これについて甲は何等の責任を負わないものとします。

お客様に対する甲の損害賠償責任は、当該損害が甲の故意又は重過失による場合を除きいかなる場合にも、お客様に直接且つ現実に生じた通常の損害に限定され且つお客様が証明する許諾ソフトウェアの購入代金を上限とします。但し、かかる制限を禁止する法律の定めがある場合はこの限りではないものとします。

第8条（用途の限定）

許諾ソフトウェアは高度の安全性が要求され、許諾ソフトウェアの不具合や中断が生命、身体への危険、有体物又は環境に対する重大な損害に繋がる用途（例えば、原子力発電所を含む核施設の制御、航空機の制御、通信システム、航空管制、生命維持装置又は兵器）をはじめとするいかなる業務での使用を想定しては設計されていません。甲は、許諾ソフトウェアがこれら業務用途で使用することを一切保証しません。

第9条（第三者に対する責任）

お客様が許諾ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、お客様自身が自らの費用で解決するものとし、甲に一切の迷惑をかけないものとします。

第10条（一般条項）

本契約書は甲と乙とが同意し署名捺印した覚書によって変更することが出来ます。

本契約書の一部が法律に適合しなかった場合にはその部分を本契約から除外します。ただし、残りの条項の効力は何ら影響を受けないものとします。

以 上

作成日： 2025 年 9 月 24 日